

日本学術会議

第1部ニューズレター

第21期 第5号

■ 巻頭言	第1部長	広渡 清吾	1
■ 展望・合評会特集			3
(日本の展望—人文・社会科学からの提言)	戒能 通厚、木畑 洋一		
(言語・文学分野の展望)	中川 久定		
(哲学分野の展望)	神林 恒道		
(心理学分野の展望)	藤永 保		
(教育学分野の展望)	堀尾 輝久		
(地域研究分野の展望)	吉村 真子		
(法学分野の展望)	西谷 敏		
(政治学分野の展望)	杉田 敦		
(経営学分野の展望)	弥永 真生		
■ 各種委員会からの報告			21
(科学者委員会)	辻村 みよ子、山本 真鳥		
(科学と社会委員会)	木村 茂光		
(選考委員会)	広渡 清吾		
(国際委員会)	小谷 汪之		
(人間の安全保障とジェンダー委員会)	大沢 真理		
(大学教育の分野別質的保証の在り方検討委員会)	藤田 英典		
(労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会)	大沢 真理		
■ コラム		酒井 啓子	26

〒106-8555 東京都港区六本木 7-22-34
 日本学術会議 第1部担当
 TEL :03(3403)5706 FAX :03(3403)1640
 E-mail: s251@scj.go.jp
 Web サイト : <http://www.scj.go.jp/>



「日本の展望」プロジェクトを終えて



第1部長 広渡 清吾

ほぼ2年に渡って中心的課題として取り組んできた「日本の展望」プロジェクトがやっと完成した。2010年4月5日の会員総会において、主提言「日本の展望—学術からの提言2010」が採択され、あわせてすでに日本の展望委員会において承認されていた10のテーマ別「提言」および3つの分野別「提言」ならびに分野別提言を基礎づける31の分野からの「報告」が公表された。これらの提言・報告の総頁数は1,295頁、作成に委員等として関与した会員、連携会員の総数は1,371名、文字通り学術会議が全力を投入したプロジェクトであった。

「日本の展望」プロジェクトは、二つのモチーフの統合である。1つは、科学技術基本法体制の下における「科学技術」政策が短期的戦略的な性格をもつ出口重視の研究開発中心となりがちな現状に対して、学術の現場からボトムアップ的に長期的視野から批判的に学術の展望を示す、というものである。もう1つは、第18期に吉川弘之会長のリーダーシップによって作成された「日本の計画 Japan Perspective」（2002年）の目的を継承して、これを完遂することである（「日本の計画」は「中間報告」と位置づけられている）。「日本の計画」は、人類社会的課題を明らかにし、日本の学術がそれにどう取り組むかを提示したものであった。この2つのモチーフ、つまり人類社会の課題と学術の課題を統合的に分析し、それらの展望を描き出すこと、これが「日本の展望」プロジェクトの構想となった。

「日本の展望」プロジェクトは、広く社会（事柄によって政府）に対する学術からの提言であり、また、報告である。そこでは、解決を目指すべき社会的課題が提示され、学術のなすべき取り組みが約束される。また、人類社会の知的創造的発展を目指して学術の展望が語られ、学術はその長期的実現を約束する。

政府に対しては、人類社会の未来を拓く学術を振興するために必要な学術政策（＝科学・技術政策）の展開が要請される。「日本の展望」プロジェクトが打ち出した提言・報告は、言い換えれば、日本学術会議が日本の科学者コミュニティーを代表して社会に対して提出した処方箋であり、治癒への努力の約束である。「日本の展望」プロジェクトは、向後6年毎に実施することとされている。科学者コミュニティーの代表機関である日本学術会議は、このような仕組みを通じて「社会のための学術」の責務を継続的に果たすのである。

「日本の展望」プロジェクトは、政府に対して学術政策（＝科学・技術政策）に係わる具体的な提言を行った。それは、極めて原則的な基本的な事柄に係わり、人文・社会科学の位置づけにも連動する。

第 1 に、あらゆる知的創造的な営みの総体を「学術」として包括的に把握し、学術の長期的かつ総合的な振興を学術政策（＝科学・技術政策）の基本とすることである。このことは、現在の科学技術基本法が「人文科学のみに係わるものをのぞく」（第 1 条）として人文・社会科学（法律用語では「人文科学」は人文・社会科学を意味する）を施策の対象から除外していることを改め、人文・社会科学を含めた科学・技術研究の全体の振興を図るべきことを意味する。

第 2 に、現在の「科学技術」政策が出口志向の研究開発に偏りがちなことを改め、基礎研究（出口を想定しない真理追求の研究）を重視し、応用研究および開発研究とのバランスのとれた発展のための学術政策を進めることである。このためにも、大学および研究機関（独立行政法人や大学共同利用機関法人の研究所等）の研究・教育基盤の持続的振興が要請される。

第 3 に、学術政策のなかで、とくに人的基盤に係わるものとして、次世代の研究者・技術者の育成・確保を強力に推進し、またあわせて、学術のすべての分野における男女共同参画をこれまで以上に大きく前進させることである。

そして第 4 に、政府における学術政策の立案・策定に際して、日本学術会議の関与を保障することである。学術政策へのコミットメントは、社会のための学術に貢献すべき日本学術会議の責務であり、「日本の展望」プロジェクトの成果は、今後の学術政策の基礎づけとして活かされるべきである。

最後に私個人のことでは、起草分科会委員長として主提言「日本の展望－学術からの提言 2010」のとりまとめを担当し、並行して、分野別提言である「日本の展望－人文・社会科学からの提言」およびテーマ別提言である「現代における《私》と《公》、《個人》と《国家》－新たな公共性の創出」の作成に委員長として責任を負った。いずれの場合も当初はまったくの手探りであったが、議論を重ね、構想を確定し、分担執筆をしながら、内容が次第に充実し構築されていくプロセスは、さすがに学術会議ならではのものではなかった。起草分科会として全体の進行管理をするには、分野別・テーマ別の提言作成に自ら取り組んでいること、また第 1 部長として各分野別報告の進展状況に接していることが「現場の状況」を知るという意味で役に立った。「日本の展望」プロジェクトが計画通りに完成したことは、まさに 1,371 名の会員、連携会員みなさんの無私の尽力による。私の多少の貢献は、そのアンサンブルを作り出すことであった。ただし、今回と同じことをもう一度やれと言われても、正直なところ、無理かなと思う。





展望・合評会特集



日本の展望—人文・社会科学からの展望について思うこと

戒能 通厚（連携会員、第19期副会長）

1 新生日本学術会議と提言体系

『第一部ニューズレター』編集担当の山本眞鳥先生から寄稿のご依頼をいただいたが、喜んでお引き受けした。その理由は、このニューズレターに、私は格別の思い入れがあるからである。そこで、私のような「身内」でなく、純然たる外部の方に厳しい批評をお願いすべきではと思ったが、あえて黙ってお引き受けした。

日本学術会議は、行革の進行の中で1998年の「中央省庁等改革基本法」で今風に言えばいわば「事業仕分け」の対象とされた。それまでの総理府所管から総務省に仮置きとなり、その存廃を含めて内閣府に新設された総合科学技術会議で審議されることになったのである。日本学術会議の期で言えば、1997年7月に発足した第17期の途中であった。日本学術会議にとってはまさに青天の霹靂で、一気に危機的状況に落ち込んだ。のっけから「昔話」で恐縮であるが、今回の「提言」体系にとって、実は重要なことなのでしばらくおつきあい願いたい。

時の政権による「改革」の要求に翻弄されるのが、日本学術会議の宿命のようである。これも政府機関であるためとすれば、欧米のアカデミーの大部分がそうであるように、独立の民間組織になった方がいいのかも知れない。しかし、学術・科学を育み、これに限りなく敬讓の念を抱く市民社会の伝統がないわが国では、学術アカデミーに基金を投じる個人や民間組織が恒常的に存在し、またアカデミーの会員が自弁で遠路はるばるアカデミーの活動のために参集することも想定しにくい。行革の嵐が吹きすさぶ中、執行部の間では何度もつぶやかれた台詞であった。今回の提言の全体（主提言の他にある提言・報告の全体を「提言体系」と言うことにしたい。）に通奏低音のように流れる学術の存在意義に関する主張が浸透していれば、日本の「行き詰まり」現象は起きなかったであろう。はじめに結論じみたことを述べれば、学術をとりまく日本の病理現象がここまで深刻であるとは想像以上のものがあり、それだけにこれらの提言の陰鬱で重いトーンは、かつて執行部にいて一時たりとも開放感を味合うことがなかった、あの思いを鮮やかに蘇えらせるものがあった。それにもかかわらずそこに、希望のトーンを感じ取るのが、これらの貴重な提言全体の読み解き方とされなければならぬ。

ちなみに私が会員になったのはこの第17期であった。この期のスタートの会員総会で、吉川弘之先生が「新入会員」であるにもかかわらず満票近い得票で会長に選出された。当時の日本学術会議は、各期の活動方針を決めるのが最初の行事であった。各部に満遍なく目配りしつつ、しかも国際的アカデミーの活動をも視野におかなければならない。しかも7つの全ての部

会と会員総会の了承を得なければならない。会長そして部分的には副会長にも、その原案を起草するという任務が、「暗黙のルール」のように与えられていた。新入会員の吉川会長が、それを一夜にして起草されたのには、驚嘆するばかりであった。この時の吉川原案に登場したのが、「俯瞰的」視点論であり、それがやがて「科学者コミュニティ」論、「科学のための科学」から「社会のための科学」、または「認識科学から設計科学」へという展開を見せていく。最後の点を全面的に展開して「学術の体系」を日本学術会議の報告書としてまとめようと苦闘されたのが、副会長の故吉田民人先生であった。

今回の提言でも、主提言の『日本の展望-学術からの提言2010』（20010年4月5日、以下『主提言』と言う。）において、「社会のための学術」（4頁）、「俯瞰的・総合的」視点（20頁）、「学術全体」の「俯瞰」、「俯瞰的視野」（28-29頁）、「社会における科学、社会のための科学」（45頁）という言葉が躍る。『日本の展望-人文社会科学からの提言』（同日、以下、『人社提言』と言う。）においても基本的トーンに齟齬はない。しかしながら、この提言体系の重要な眼目が、「科学技術基本法」を色濃く規定している「産業化のための科学技術」（science based technology）（『人社提言』26頁、『主提言』4頁では、「技術開発志向の科学、科学を基礎とした技術」となっているが趣旨は同じであり、厳しい批判的な観点が共感を誘う）という、すぐれて「日本的」な偏頗な、そして、「科学・技術」（science and technology）という国際的一般用語と異なる「科学」観への根底的批判にあるためであろうか、『人社提言』には、『主提言』ほどの「科学」のタームの踏襲はないように思われる。おそらく、ここらあたりに、この提言体系をまとめた主要起草者たちの意図があり、これが画期的な「学術」論の再定位に繋がっているように推測される。

話は一端戻るが、第20期以降の新生日本学術会議前（以下、「旧日学」と言う。）においては、会員は、研究連絡委員会（以下、「研連」と言う。）において学協会（以下、「学会」と言う。「協会」という名称の「学会」が少なくないことに、学協会という「業界用語」の由来があるようである。）をベースに選出されても、日本学術会議の活動は学会の利害代表という形でのそれではなく、科学者総体の代表としての活動であるべきだという考え方が、急速に定着していくことになる。

総合科学会議では石井紫郎先生を会長とする「日本学術会議の在り方委員会」が、第18期の任期満了にかろうじて間に合うタイミングで結論を出した。「旧日学」においても、第17期18期は、改革論議を積み重ね、「石井委員会」もその内容を斟酌する点が多々あった。何よりも、日本学術会議の改革は、行革の一環として行われるべきではない、と「石井委員会」が最初に確認したことで、流れは大きく変わった。それにもかかわらずこの委員会の最終答申についての総合科学技術会議本会議での採択が遅れ、この答申に基づく日本学術会議法の改正法案が成立する前に、第18期の任期切れとなることが確実となった。そこで急遽、当時の「現行法」に基づく会員選出が行われ、2003年7月に第19期が発足した。しかし変則であり任期は3年でなく2年とされた。おまけに、研連を廃止し連携会員の制度を創出することや、学会ベースの会員選出方法でなく co-optation による会員・連携会員の制度とするなどの上記石井委員会の改革案が確定していたため、第19期においては次期の日本学術会議を拘束するよ

うな決定はなされてはならないとされた。第19期会員にはフラストレーションがたまった。それでも「常置委員会」や、「特別委員会」（現在の「課題別委員会」）などは、通常は3年の任期でまとめる報告書を2年で完遂するなど、驚嘆するようなスピードで濃密な討議を行っている。忘れられてはならない、「先輩」たちの努力である。「次期を拘束するような決定」はしなかったが、研連廃止によって学会との関係が制度的にはなくなることへの危惧が大きかった。組織制度常置委員会の委員長として、新生学術会議への申し送り事項の最高に重要なものとして、学会との連携システムの構築を提言した。研連廃止と会員選出方法の改正によって、会員が学会との関係を意識しなくなる恐れがある。しかしそれは、日本学術会議の言う「科学者コミュニティ」（「学術コミュニティ」）を担保することには決してならないであろう（新制度への移行期の状況については、さしあたり『学術の動向』2004年1月号の黒川清、戒能通厚、岸輝雄の論文を参照されたい）。

こうした「激動期」をへて、2004年4月に日本学術会議法の改正法が成立し、第20期の日本学術会議が2005年10月に発足する。日本学術会議のロゴは7本の筋を表すが、これは旧体制が7部制であったことの名残である。新体制は3部制となり、研連の廃止の後に30の分野別委員会がおかれた。会員と連携会員をあわせれば2200名にも及ぶ一大組織が、一体として動くことが可能か。これは当時から危惧されたが、その可能性を実証したのが今回の主提言以下の膨大な「日本の展望」の総体ということになる。まずは、これを実現させた日本学術会議の金澤一郎会長以下の執行部に心からの敬意を表したい。

この「激動期」、ことに第18期に起きた日本学術会議の法的地位変動という激動期に、会員としては選出母体の学会にこの状況を報告する必要と義務があった。けれども、私が部長をしていた第18期の第2部（法学・政治学）傘下の学会は、学会ホームページを持たないところがほとんどであった。この状況はその後、かなり改善されたようである。しかし自然系の学会とは比較にならない状況に、さしたる変化はないのではないかと。いずれにせよ、年に一回か二回といった学会開催時に会員、研連委員がいる学会では報告するとか、各学会の理事会にお願いして学会会員への連絡をお願いするなどしていたが、到底これでは刻々と変化する状況に対応できない。そこで私の稚拙なデザインで表紙を「飾った」『第2部ニューズレター』を「創刊」し、まずは研連委員、各学会の代表者の方々や周辺の方々に、電子メールでダイレクトメールのように情報発信することが始まったのである。この第2部の「先進的」試みは、同じように学会への連絡に戸惑っていた他の部もなろうようになり、やがて日本学術会議自体もメールによる情報の発信に力を入れるようになった。とくに第19期の黒川会長時代には日本学術会議のホームページの画期的な改良が行われ、現在の比較的可見映えのいいホームページと各種の勧告、声明、報告等の発信システムの充実が進んだ。

日本学術会議の「情報化」は、意外にも？もっともそれには「無縁」のように思われた第2部から始まったという「秘話」は、たぶん今はどなたもご存じないと思うので、あえて披露させていただく。

付け加えれば、日本学術会議は実に多くの提言を行い、そのために多くの時間と労力をかけ

てきた。しかし、その成果がほとんど知られず活用されないままであることがあまりに多い。最近でこそ、日本学術会議の名がマスコミに報道されることが増えてはいるが、微々たるものである。これは、今回の提言で言われる「公共的言語」の劣化と関係しているように思える。政策の高度かつ長期的な分析を行う、あるいは自ら実態を調査し取材して世論に訴えようとする代わりに、「ワイドショー」並のアンケート調査に貴重な紙面を割き、それも数日毎に一喜一憂させる大新聞社の見識のなさを思えば、日本学術会議の硬質で高度な提言類に関心を寄せないのも、不思議ではないのかも知れない。

2 新生日本学術会議と等身大の提言

今回の「日本の展望-学術からの提言 2010」（主提言）および10のテーマ別「提言」、3つの分野別「提言」は、日本学術会議の作成する様々な文書の対外的な発表形式としてはすべて「提言」であり、「勧告」ではない。これに加えて31の分野別の「報告」もある。これらは、私が日本学術会議で「活躍」していたころの第19期までの「旧日学」では、「対外報告」と呼ばれていた。主提言はもちろんであるが、以上の13の「提言」および31の分野別「報告」は、内容的には主提言を基礎づける関係にあり、3つの分野別「提言」は、主提言を日本学術会議の現在の3部制に対応した各部の「各論」として詳述した形になっている。そして、これらすべての「提言」および「報告」は、独立のものとして承認され、対外的に公表されたと聞いている。私が山本先生から依頼されたのは、この膨大な量の文書のうち、3つの「分野別提言」の一つである「人文・社会科学からの提言」（先の通り、『人社提言』と言う。）ということになる。なお、後述のようにこの「提言」をベースに、「科学技術基本法」の改正を勧告する内容の勧告が別途審議中であると聞いている。

不勉強であったが、この「全貌」とそれぞれの位置づけを知ったのは、この「書評」をお引き受けした後のことであった。それぞれが独立に承認された独立の提言（旧日学の「対外報告」）であると言っても、すべてが縦横に連関しており有機的一体性をなしている。したがってその一つを論評するためにも、この「連関構造」を理解しなければならない。という次第で日本学術会議のホームページからほぼすべての「提言」「報告」をダウンロードする羽目になった。不勉強の故の「身から出た錆」であるが、これですべて思ったのはこれだけ膨大な文書をすべて読んだ方が、さしあたり第一部の諸先生におられるのだろうかという疑問である。広渡清吾先生は、おそらくこれらすべての文書を通読されるのみならず相当部分自ら起草され、そして『主提言』は、起草委員長である広渡先生ほか数人の執行部の先生方の起草文書ではないかと推測される。これは相当に力量を要する力業であり、敬服するばかりである。

『主提言』は、日本学術会議の多くの文書の中でももっとも有名なものの一つの2002年12月の『日本の計画』（Japan Perspective）（以下、『計画』と言う。『学術の動向』2003年1月号参照）という第18期の吉川会長時代の報告書の継承を目指したものであるとされている。「俯瞰的視点」と「開いた学術」という観点と、17期に論争された「代表性」の問題、「科学者コミュニティ」と日本学術会議の関係の問題が、この『計画』には集約されている。英語訳の「パースペクティヴ」に対して何故にこの報告書のタイトルが「計画」であるかについて

はさして意味がないかもしれない。ただ、当時は、日本のアカデミーは、欧米のアカデミーに劣後していないどころか、例えば国際科学会議（ICSU）会長が日本学術会議会長（吉川弘之先生）（現在では黒田玲子先生が女性として初の副会長）であるように、国際アカデミーの世界ではむしろその中心にある、という意識は高かった。したがって日本の国内に向けてのみでなく、国際アカデミーに学術からの「ユニークヴォイス」（ニュートラル、すなわち「中立的」といった「偽善的」表現でなく、学術＝科学を根拠にした独立性の高い声の意味）として日本のアカデミーが考えるグローバルな課題についての「日本の計画」を、国際的スタンダードとして届けようという意識が強くあったように思う。予算の関係で直ちには無理のようであるが、『主提言』の英語ヴァージョンは急がれるべきであり、少なくともドメスティックな報告書といった理解が「定着」しないようにするべきと思う。

『主提言』は、『計画』が、「中間報告」とされていたことから、『計画』において「行き詰まり問題」への「解決方法論」と提言されていたことがらを踏まえ、これを10年から20年先まで見通した長期的スパンを持ったものへとヴァージョン・アップし、さらに今後6年ごとに改訂しながら継続的に発信し（誰に対して？というまでもなくまずは「学術コミュニティ」そして「社会」へ。この機能を高めることが先決では？）続けると宣言している。いわば、その「第一次ヴァージョン」だという位置づけになっている。そして『主提言』が、現在の日本学術会議のすべての部、課題別委員会さらに中軸部等々における審議をボトムアップ的に吸い上げ、フィードバックを重ねたことによって、従来の日本学術会議を段階的に進化させたことを示そうとしたものであることが分かる。したがって『主提言』は、新生日本学術会議の正確に「等身大」の姿であり主張であり理論であることを、審議過程そのものによって実証し検証し発信しようとしたものであると理解できる（金澤会長と広渡起草分科会委員長の『学術の動向』2010年5月号、88-95頁の文章を参照）。

先に述べたように『人社提言』は、以上の『主提言』と有機的な一体性を有するものである。『人社提言』へのコメントを求められた私としても、まずは以上のように「前提」をおかざるを得ない。ただ、この提言は、第18期の声明『21世紀における人文・社会科学の役割とその重要性-『科学技術』の新しいとらえ方、そして日本の新しい社会・文化システムを目指して』（2002年4月、以下『役割声明』と言う）という当時の第1部から第3部の協働によって提案された文書の延長にあるという独自の観点をも有している。そして印象的な感想で恐縮であるが、『役割声明』の場合には、いわば受け身のスタンスが見られたのに対し、『人社提言』は、より積極的に近代諸科学の発展の「科」学＝分岐化にたいしての「総合的知」を求め「学術」の統合性を導くものとされる。さらに、自然科学と人文社会科学の「二分法」を超える駆動的役割を果たすべきものとして、また、学術全体の発展を展望し制御していくものとして、人文社会科学の創造的な役割を格調高くうたいあげるものとなっている。『役割声明』を一言で表現するものとして、当時の日本学術会議のことに自然系科学者会員による「人文社会科学の扇のかなめ」論という好意的評言があったが、『人社提言』は、まさにこれを理論的に発展させて、日本学術会議の学術の体系論にソフトランディングさせるという意義を有していると言ってよい。

先に「科学技術基本法」を色濃く規定している「技術開発志向の科学」論への批判的見地について言及した。『主提言』および『人社提言』は、『役割声明』の段階では鮮明でなかった、こうした「科学観」克服の主張を新生日本学術会議の全体的見解として論じ、「科学技術基本法」に代わる立法を提案するという結論を導き出した。こうして、提言体系は、日本学術会議の歴史をレビューしつつ、「学術」という総合的概念に到達したのである。

3 おわりに

山本先生からのご依頼にお応えするには、『人社提言』の内容と、分野別報告を含め、提言体系を人文社会科学の観点で俯瞰することが必要である。その場合、人文社会科学における「共通言語」を探し出すことが必要であるが、そのヒントは、これも『主提言』のなかで存在意義を持って『異彩』を放つ新しい「学術」論における学術と科学の再定位を目指す政策における学術論との関係での人文社会科学の位置づけに求めるべきであろう。端的に言えば、「社会のシナリオの総合設計の舵取り」という役割である（『人社提言』19頁）。第19期においては必ずしも成功しなかったが、『計画』と並ぶ「学術の体系」を論じた故吉田民人先生の委員会があった。亡くなる前の先生の最後の講演が論文として残っている（吉田民人「〈所有〉をめぐる1つの社会学的考察」、糊澤・戒能編『企業・市場・市民社会の基礎法学的考察』、2008年、日本評論社、所収）。ここで吉田先生は、かつての先生の「科学論」を発展させ、「プログラム科学としての人文社会科学」という主張を行っている。そして、人間存在の個性性と共同性という観点から、かつての先生のマルクス批判を修正され、「数個統合を目指す所有論」として、人間存在の共同性と個性性の確立を展望し、これによって人間層についての設計・構築の基本理念を得ようと提言された。

日本のアカデミーと異なって、自然系の Royal Society と建物は隣り合っているが人文社会科学系は独立であり、British Academy として存在する。ここを訪問したときの強烈な印象を、引き合いにだしておきたい。「知をベースとした社会と経済」を、イギリスは国家の目的として設定した。ブレア政権初期のアカデミーとの蜜月時代であった。British Academy は、「国富」の総量に文化的質を付与する上で、芸術や人文社会科学の役割は欠かせないと応じたのであった（戒能、『学術の動向』2004年11月号所収、「社会のなかの科学と富全体への芸術・人文社会諸科学の貢献」参照）。

アカデミーに芸術がどう組み込まれるかはわが国でも重要だと思っていたが、たまたま学術会議叢書11として『舞踊と身体表現』という、研連時代の日本学術会議の文化人類学・民族学研連編の書物に出会った。そのなかに、創造的自己表現とは、自己を他者との関係において創造的に表現することであるという指摘があった。ダンス・セラピー（DT）を論じた論文であるが、論者は、どのような舞踊活動においても、究極の目的を自己実現におくDTの層構造と同様の生の営みの層構造を認めることができるとし、進んで創造的自己表現に場においては、創造する人と踊る人、それを観る人びとの関係のように、自己表現の場がその場にいるすべての人びとにとっての創造的活動の場（共創）となると論じておられる（柴 真理子論文、140頁）。

例えばバレーの踊り手と観客のある瞬間の関係のように、その自己表現の場がすべての人にとっての創造的活動の場ということにもなるのであろうか。この書に寄せられた黒川清会長（当時）の文章も美しい。舞踊と身体と社会の相互関係の学際的研究は、先ほどの「共創」とともに自然科学の新たな分野となるのである。

『人社提言』を深読みすることから、日本学術会議という存在においても、その歴史的な積み重ねがこのような創造的提言体系においても重要な役割を果たしていることをさらに感得したい。アカデミーとの関係で先のように素晴らしい関係を築いたブレアの最後は悲惨なものであった。国民の政治不信の深刻化の要因として、イラク戦争に加担したブレアの一連の決定への不信があることを否定しきれず、昨年ブラウン前首相によって設置された「イラク審問会」Iraq Inquiry は、すべての審議とほぼすべての記録を公開するという画期的なものである。この審問会に呼ばれたブレア元首相の応答に対し、歴史観の欠如という批判が集中した。ナポレオンとの戦争当時から存在した国会等の「戦争レビュー委員会」は、膨大な記録を残している。しかし、これらの記録はもとより、「アラビアのロレンス」を引くまでもない、歴史家のアラブ研究なども、ブレア政権においてはまったく参照されることはなかった。こうした事実が、この審問で明確になり、テロの脅威という目の前の危機しか目に入らなかったブレアの歴史観なき政治的決定が問題にされた。

近時のイギリスにおける「憲法改革」にポピュリスト的傾向が顕著に見られても、そこでもまた歴史観は稀薄である（戒能『土地法のパラドックス』、解題など参照、2010年、日本評論社）。

歴史の観点は、もっと前面にでて、よかったのではないか。

大幅に制限を超えてしまった。しかし、これだけの力作を数枚でコメントする能力は私にはなかった。お許しいただきたい。



「日本の展望—人文・社会科学からの提言」を読んで

木畑 洋一（連携会員・成城大学教授）

本提言は、現在の日本において人文・社会科学が抱える問題と、将来に向けての構想を、包括的にかつ説得的に提示している文書である。人文・社会科学とひとくくりされる領域が、ひとしなみに同じような状況に直面しているかどうかについては、若干の疑問があるものの（人文学の危機といわれるものが特に深刻であるかもしれない）、本提言でも触れられている「自然科学モデルへの準拠主義」の問題など、人文・社会科学全体としてとりくむべき課題は多く、それを考えていく上できわめて有用な文書となっている。この問題に関心を持つ人々に広く読まれることが望まれるが、紙幅が限られている本稿では、個々の部分のメリットを並べるとは省略し、筆者が一読して感じた問題点を二つだけ、的外れであるかもしれないことを承知の上で述べてみたい。

第一は、個々のすぐれた提言の間のつながりという問題である。筆者は、状況分析もさることながら、第3章（人文・社会科学が立ち向かう課題）に最も強い印象を受けた。ここで提起されている諸点は、いずれも「人類社会・日本社会の未来を創造するために」という課題に向けて発せられる鋭い内容をもっており、散りばめられているキーワードも、すこぶる魅力的である。そうであればこそ、それぞれの課題がどのように有機的に組み合わせさせて人類社会の未来の創造につながっていくのかという点に、今一步踏み込んだ議論がほしいところである。たとえば、筆者が非常に惹かれたキーワードは「公共的言語」であるが、「機能する民主主義」と関わる場合に、あるいは「世界史的人間主体」形成との関連では、「公共的言語」としてどのようなものが具体的に想定できるのだろうか。本提言が、人文・社会科学のそれぞれの分野からの提言を並べるのではなく、それらを総合するものとして作られていることは、十分に感じるものの、その姿勢をさらに推し進めることが必要であるとの感想をもった。

第二は、提言全体におけるアジアの位置という点である。現在の世界の特徴をグローバル化ととらえること、そして人文・社会科学のみならず学問全般がこのグローバル化を前提として将来の方向を考えていく必要があること、については筆者も異論はない。しかし、たとえば、「地域住民・日本国民・地球市民の三層構造のアイデンティティ」（12頁）といった形でグローバルな次元が設定されると、アジアの問題（近隣地域との関係といってもよい）は、どこに行ってしまったのかという感を抱く。提言全体として日本と地球（世界）の間にアジアという次元を置いてみる姿勢が見られないのは、意図されたことなのだろうか。それならそれで、学術会議としてアジアとの知の交流を図ってきた経験をも考慮に入れつつ、何らかの議論があってもよかったのではないだろうか。



1. 言語・文学委員会「言語・文学分野の展望—人間の営みと言語・文学研究の役割—」の書評

中川 久定（日本学士院会員・京都大学名誉教授）

私に与えられた課題は上記表題のとおりであった。だが私は1だけでなく、残りの10の委員会（分科会）の報告も含めた「人文・社会科学各分野の展望」の全体（1から11まで）に目を通した。より正確に言えば、通さざるをえなかった。なぜか。1を読み終わった私は、— 討論に参加され、執筆された方々の労力には敬意を表すが、— 何と無駄な努力がなされているのか、という感想、あるいはむしろ驚きを抱いた。内容におかしな点がある、というわけではない。ただ、すべてが余りにも当たり前すぎていて、だからどうしたのか、という反応しか起こりえなかったのである。この印象が正当であるかどうかを確かめるために、残り10委員会（分科会）の報告に目を通した結果、合計11の委員会（分科会）の報告全体の書き方の間に、何の統一もないことを発見した。

一般に、ある状況を報告する場合、3つの類型を想定しうるであろう。—①単に客観的な状況の報告、②その状況を改善する（あるいは、現にある優れた点をさらに増進させる）ための方向をも同時に指摘した報告、③状況改善（あるいは増進）のための方向性に加えて、さらに目的

実現への具体的手段をも合わせて示した報告、の3種類である。

11の委員会(分科会)の報告を読むと、第1類型のみ、というものは少なく、幸いにも第2類型、さらに第3類型までを加えたものがそれぞれ認められる。ただし、それにしてもA4判、257ページの報告書を一定部数出版するためには、相応の時間、労力、費用がかかることは事前に明らかであろうのに、なぜ全分科会の間で、第2、第3類型の言説をも必ず盛りこむように、全体の統一を図ろうとしなかったのであろうか。この点、きわめて遺憾である。

1の「言語・文学委員会」報告に戻ろう。p. 6の「(1)日本語資料のデータ・ベースの構築」にいたって、ようやく第2類型にまで踏み込んでいるが、「(2)英語教育の方針の確立と日本語教育の充実」の前半部分は現状の単なる報告、後半になってやっと「要求」、あるいは「方策」(私が先にあげた「第2類型」)が顔を出す。さらに、「(3)日本語教育」、「(4)「複数外国語教育」の復活(人文的教育の衰退への対策の一環としての)」におよんで、ようやく「今日の急務」がうたわれ、最後に、「以上、我々が前提の提案をする所以である」という言葉で結ばれている。しかしここでも、何をなすべきかについての具体的提言(「第3類型」)は、まったく示されていない。

まとめよう。後半にいたって出現する、これらの「提案」なるものも、いちじるしく具体性を欠いていて、読者としては、執筆者の側の当事者感覚の薄さに驚かざるをえない。こういう結果が生まれているのは、事前に11分野の間で、具体的対策の提言にまで深く踏み込む、という共通の合意が形成されていなかったことに起因していると言うべきであろう。残念である。



報告・哲学分野の展望 —共に生きる価値を照らす哲学へ—

神林 恒道 (第十八期日本学術会議会員・大阪大学名誉教授)

本報告書では「人間」という存在を二つの視点からとらえている。すなわち尊厳ある主体としての人間とその相互の豊かで健やかな関係性である。これは人文・社会科学研究の普遍的な命題であり、また人文・社会科学が希求する究極の理想でもある。この根本命題が、いまや揺らぎつつあるように見える。かつて哲学は諸科学の上に君臨し、これをコントロールする役割を担っていた。ところが十九世紀末、ニーチェは至高の諸価値がその意義を剥奪される、ニヒリズムがやがて到来することを予言していた。近年のポストモダンと称される状況のなかで、絶対的なものと見なされた「真・善・美・聖」の諸価値は相対化され、その世俗化の傾向は留まるどころを知らない。また生命科学、認知科学などの発展より、生き物としての「ヒト」と主体性をもった「人間」との境界も判然としなくなりつつある。加えて、高度専門化社会の進展とIT革命の進行によって、これまでとは異質な人間関係の変化が生じつつある。現今の混迷し状況を端的に象徴するのが、現代人の「心の空洞化」と述べてられている。この危機を克服するための人文学の分野からの戦略が、いま求められつつあるのだ。

本報告書では、その具体的な展望に先立って、これまで日本学術会議が蓄積してきた、哲学・思想文化領域における提言や主張についての吟味がなされている。学術会議は平成17年に、『日本の科学技術政策の要諦』という声明を出している。そこにはアジア諸国を初めとして、国際的な信頼をかちうるための学術政策が述べられており、その推進のためには、狭隘な「科学」

概念にとらわれない、人材の育成と人文学的基礎能力の涵養が説かれていた。

その際、人文知の根幹をなす必須な能力として、まず自明なものを改めて問い直す「批判精神」、次いで言語・文化・歴史の違いや、それぞれ異質な個性を超えて、互いを思いやり理解し、共感しうるような「想像力と感性」、そしてその触れ合うところをコミュニケーションできる「対話力」が挙げられていた。これが人文学研究の三本柱をなす力だという。これらの能力は学術研究の世界に限られるものではなく、学術と生活世界との橋渡しにも貢献するものでもある。科学技術の驚異的な発展とともに、現代社会は高度に専門化され、他分野との相互理解がますます困難になりつつある。そこに必要とされるのが「トランス・サイエンス（領域横断的科学）」であり、その機能を担うのが人文学的思考力にほかならない。専門知、あるいは先端技術の自律的展開は、ときとして暴走しかねない。これを制御し、多面的判断基準により、あるべき理想世界にオーガニックに位置づけ、その可能性を方向づけるのが人文知の役割である。本報告書はこれを「科学のシヴィリアン・コントロール」と呼んでいるが、言い得て妙である。

この前提に立って、哲学・思想文化系の研究課題が示されている。より具体的な今日的課題として四つの問題が提示されている。すなわち(1)高度専門化社会における「心の空洞化」、(2)少子高齢化社会における人間の絆、(3)地球環境をめぐる「サステナビリティ(持続的発展)」、(4)グローバル社会における他者との対話と共生の問題である。今日の専門化社会においては、それぞれ特殊化された技術的知性のもとで知的営みの断片化が生ずる。そこでは体系的な知の重層的なコンテクストが失われ、すべてが平板化されてしまう。そこから物事の真実を追究しえない「心の空洞化」現象が生まれる。かつてあった共通の価値観が崩壊した現代において、個々人の価値観・人生観は多様化し、加えて少子高齢化の現象は世代間のコミュニケーションの断絶を加速化している。そこに求められるべきは、共感的理解に基づく新たな「価値の探求」であり、新たな知の体系の構築である。これを可能にするのが、哲学・思想文化系の研究にほかならないというのだ。生き物としての人間は、地球という限られた自然環境のうちに生かされている。「サステナビリティ」という概念は本来、自然科学・工学的視点、あるいは経済学的視点から取りざたされてきたが、実はその根柢には、それぞれの自然的、民族的風土に根差した伝統文化と歴史がある。現代においては経済のグローバル化が進行する一方で、その都度遭遇する多元的な異文化の相互理解とこの他者との共生が、反省すべき重要な課題として浮かび上がってくる。人文学が将来に向けて抱える問題は限りなく大きい。

かような分析を踏まえて、本報告書は哲学・思想文化系学問の展望と可能性についての提言を行っている。そこで強調されているのは、人文知とは「科学・技術・学術の根本概念価値観にかかわる基礎研究」なのだということである。それにもかかわらず、近年、この基礎学としての人文知の領域に関わる諸研究機関は、年々その規模や予算、人員において削減・縮小化される傾向にある。研究支援体制においては、COEなど理工系の大型プロジェクトをモデルにした、短・中期的成果が求められる競争資金による重点化・大型化が進められている。「科学技術基本法」や「科学技術基本計画」なるものをみても、そこには人文・社会科学の固有な存在意義をいかにも軽視する風が認められる。基礎研究をないがしろにし、ひたすら即効性を求めて実利主義にはしる、現在の学術政策は必ずや将来に禍根を残すと言わざるを得ない。

この風潮を是正する方策として、人文学の継承・発展のための今後の研究者養成システムの再構築が提言されている。上記の問題点についての反省はもちろんのこと、現時点での憂慮す

べき事柄に、理工系に倣っての博士論文の早期執筆や COE プログラムの分掌によって、幅広い視野に基づく、長期的な本格的研究が難しくなっていること、また応用倫理系、または情報工学系のプロジェクトを組み合わせた「二足わらじ」的研究が、本来の基礎研究の在るべき姿を歪めているとの指摘も注目される。

人文知の根幹をなす「批判的精神」を育成するための教育は、中等教育の早期の段階からなされるべきだが、これが従来等閑視されてきた。とりわけ「倫理」「現代社会」の分野については、専門の研究者が体系的にサポートする体制づくりも必要だと述べられている。また美術館・博物館・公文書館などの学芸員、学術ジャーナリストに象徴される「学術と市民社会を媒介する専門的職業人」を育てていくことも重要である。これを通じて、学術と生活世界を往還するシステムが構築され、市民社会の公共的価値に根差した学術の健全な発展が期待されるのである。次いで国際的な文化的共生を見ずえた、文化交流の拠点形成についての提言がある。21 世紀 COE プログラムなどの事業が実施され、従来よりも活性化の徴候が認められはするが、しかしなお人文知の本質を重視した事業となると、これはきわめて乏しいと言わざるを得ない。

本報告書はこれまでの論点を、最終的に次のように締め括っている。(1)基礎学としての人文知が果たす役割の再確認とそのため「研究者養成システムの再構築」、(2)「中等教育との緩やかな連携の実現」、(3)従来の教育・研究制度の枠組みにとらわれない、日常生活世界に身を置く専門的職業人との連携の強化、(4)「諸文化領域との対話・コミュニケーションの形成」である。そしてこれらの課題をひとつに括る総合的理念として「共に生きる価値を照らす哲学へ」というスローガンを掲げている。本報告書を通じて、実利的研究と一線を画す、基礎的研究としての人文学、とりわけ哲学分野の研究の固有な意義の再確認とともに、自然科学・技術研究が偏重されるなかで哲学に課せられたシヴィリアン・コントロールという新たな役割を理解することが出来た。今後の哲学・思想文化系の研究の発展のための有益な指針を与えてくれる、まことに貴重な報告書である。



書評『心理学分野の展望—人間社会の持続的発展にこたえる心の科学の構築—』

藤永 保 (第17期研究連絡委員会委員、お茶の水女子大学名誉教授)

本編と併せて、その前提となる第一部の『日本の展望—人文・社会科学からの提言』を読ませて頂いた。「人文・社会科学が立ち向かう」7つの課題は、確かに今後の日本のみならず世界の存続にかかわる人類的テーマといってもよい。従来、個別分野の主張と利害調整に終わりがちだった学術会議のあり方に照らして、意欲溢れ格調高い提言と評価したい。その背景には、経済成長を至上とし、自然科学重視に偏る旧来の日本学術政変があることも理解される。

重要な提言であるだけに課題解決への具現化がいつそう望まれるが、今回は学術研究体制の変革について三つの課題が取り上げられている。学術会議の構成からみて、大学政策に重点がかかるのは自然だが、提言のスケールからすればその限られた側面にだけ言及するのではトーンダウンの印象を免れない、また国立大学よりの提言が目立つのも気にかかる点である。今後とも、持続的な取り組みを願う。

その点で、「人文・社会科学がどのような発展を目指すか」に大小取り混ぜこれまた7つの方針が示されている。筆者としては、そのうち、「(6)方法としての対話とネットワークの形成を目指す」、に最も注目した。これは、学会が今すぐにでも採りうる方策の一つだからである。

『心理学分野の展望—人間社会の持続的発展にこたえる心の科学の構築—』に移るなら、ここでも、先ず「人間の心についての学際的、科学的探究」、次いで「日々の暮らしに根ざし、そこに役立つ人間研究」が説かれている。これに基づき、「社会からの養成にこたえる方策」「国際化」「若手研究者の育成」のテーマに沿ってそれぞれいくつかの提言がなされている。それらの細目は何れも尤もであり、ただ充実を願うばかりである。初回だけに、羅列的・総花的になっているのは止むを得ないが、次回からは、短期・中期・長期の課題別、また、学会の自主的努力に待つもの、適切な学術政策に待つもの、広く社会—福祉政策に待つものなど、メリハリを付けての構成が望ましい。

対話とネットワークひいては学際的研究が当面の焦点ならば、その前に先ず心理学界内部の諸学派の対話と合意形成が肝要となろう。その点、日々の暮らしに根ざし役立つものとして多くの人びとが待望するのはカウンセリングや心理療法の充実であろうが、関連する心理学の国資格化問題にほとんど言及がないのは物足りない。学際的対話としては、「初等・中等教育における心理学的なものの考え方の導入」が挙げられているのみだが（確かに、現行の社会科や環境教育は人間不在に終わり深みを欠いている）、教育学との対話は当然過ぎるほどのことであり、それ以外の分野、特に近年では行動経済学との相互交流はきわめて重要ではなかろうか。次回に期待する。



教育学の展望分科会報告へのコメント

堀尾 輝久 (第13・15・16期会員、東京大学名誉教授)

(1)「報告」は教育学分野での中心的研究課題を「『質』と『平等』を保障する教育の総合的研究」と集約的に表現し、現代社会をグローバリゼーションがすすむポスト産業主義社会ととらえ、さらにその特徴を知識基盤型社会、多文化共生社会、リスクと格差社会、成熟した市民社会の4つのテーマに分節化し、それぞれへの教育の対応が課題として設定され分析の視点が提示されている。この現代社会認識と課題決定には、とりあえずは、大方の賛同するところであろう。

同時にしかし、これらの課題は理解の仕方によっては矛盾をはらみ、また必ずしも同一次元で論ずべき問題ではない。これらの課題全体の動的な構造的な認識自体が検討課題となろう。

(2) 知識基盤型社会のコンセプトも、それは人間 (people) すべてが人権としての学ぶ権利を持ち、真理・真実を学び知る権利が保障され、その現実化を不断に求め続ける社会 (cf. ユネスコ学習権宣言 1985) と言えるのか、それとも、いまや価値を生むのは労働ではなく知識であり、IT中心の知の高度社会で国際競争に打ち克つことを目標としたエリート養成の教育こそが重視されるべきだと考えるかによって将来社会のイメージは異なる。前者にたてば、知は力であり、民衆が知を持つことが民主主義 (デモス・クラトス) 実現につながるものであり、知

識基盤型とは民主主義の内実を保障する社会のイメージとなる。後者にたては、知識的基盤型とは高度な知を持つものが権力・財力を持つ社会、つまりは知を競う能力主義的格差社会（エピステモクラシー epistemocracy）のイメージとなる。万人の learning をとおしての相互理解を基盤としての共生社会（live together）を開くのか、それとも learning に成功した勝者と、失敗した敗者から成る格差社会を、自己責任論あるいは素質の有無論から容認するのか。成熟した市民社会とは当然前者であろう。（cf. UNESCO: Learning: The Treasure Within 1996）

またグローバリゼーションの現実には南北格差を広げ、一国の内にも格差を広げるものであったという事実認識、それへの批判と反省も始まっている現在、そこでの課題認識としてはグローバリゼーションへの対応というよりも、平和・人権・環境・共生をめざす地球時代としての現代認識とセンスこそが重要ではないかと思われる。

（3）今後10年の喫緊の課題として保育・幼児教育と高等教育改革があげられているのは良い。前者では保育者・保育研究者との研究協力、後者では学問の総合化と教養の再生がキーワードとなろう。「学びの様式の革新」も賛同する。それに加えて青年期教育としての中・高校教育、さらに教育と労働の関係づけの問題も緊急に取り組む課題であろう。

（4）「教師の専門性の高度化」。この問題は現在の学校と教師が直面している状況に即して掘り下げる必要がある。「教師の専門性基準」も、生徒と向き合い、不断に教材研究・授業研究・子ども理解を深め、同僚教師との交流、父母との対話ができる力量をどうつけるのか、そのためには不当な支配から自由な教育の自主性（freedom of education）と教育実践の自由（liberties of educational practices）が不可欠である。それを保障する制度・環境・条件をどう作り出すかという視点を抜きに「高度化」は語れまい。

（5）1980年代から進行してきた「教育改革」とその集約的表現としての新教育基本法の制定（2006）、その後の教育現実の変化についての歴史的・社会科学的分析が必要である。それは「すべての子ども・青年の学ぶ喜びを保障する、未来に希望を持てる教育を作り出す教育改革」という視点からみてどう評価されるのか。市民社会の成熟度は、「子どもたちの幸福度」が少なくとも一つの大事な指標となろう。

（6）なお、「日本の展望—人文・社会科学からの提言」全体が教育学の展望にとって不可分の前提となっていること、そして、とりわけ『3 人文・社会科学が立ち向かう課題—人類社会・日本社会の未来を創造するために—』が重要であることを確認しておきたい。



「地域研究分野の展望」に対して

吉村 真子（地域研究学会連絡協議会（JCASA）事務局長）

（東南アジア学会理事、法政大学教授）

日本学術会議の『日本の展望—学術からの提言 2010』の提出に際して、日本学術会議地域研究委員会から「報告 地域研究分野の展望」が提出された。

同報告書については、地域研究の諸学会が加盟している地域研究学会連絡協議会（JCASA）も、各学会での議論を踏まえ、この間、提言の文書の検討と議論の取りまとめに協力してきた。

当連絡協議会は、地域研究を担う諸学会を緩やかな横断ネットワークで結び、意見交換の場と共同行動の基盤を構築することを目的としている。その面で、日本学術会議の地域研究委員会の活動と連携しつつ、日本における地域研究のプラットフォームを形成し、使命の類似する地域研究コンソーシアムとの協力と連携など、地域研究のさらなる発展を進めていきたいと考えている。

今回の報告書でも指摘されているように、地域研究は、学際的な手法を特徴とし、人文・社会科学系のみならず自然科学・工学系も含めて多様な方法論と幅広い研究テーマを包摂する総合領域であり、グローバル社会のさまざまな課題に対して直接・間接的に応えていく学問でもある。今回の報告書では、そうしたさまざまな課題を含めて、包括的な形で地域研究の課題と展望についてまとめられ、大きな意義がある。

近年の諸学会での議論では、日本国内の学界における研究活動に関するだけでなく、グローバル化の進む国際社会における地域研究の役割など、さまざまな課題が提起されている。すなわち、地域研究者の国際的な交流と研究成果の国際的な発信、また地域社会に対する国際的な社会的貢献など、従来とは異なる形で地域研究の役割に対する期待がうかがわれる。

地域研究の推進により、研究者レベルの国際的な交流のみならず、研究対象の地域社会の人々との国際交流や相互理解を進めることも可能であり、その地域社会に対する社会的貢献も期待できる。社会的貢献として、対象地域の社会・経済・開発・紛争などの諸問題の解決への協力、日系企業の進出と現地社会の受け入れに関する問題の解決、地震・津波など自然災害に対する支援協力、文化遺産の保護などへの協力など、さまざまな側面で、グローバル化社会における貢献の可能性が出てきている。

学界としては、日本における地域研究のレベルの高さを考えると、各学会の国際学会との交流などだけでなく、研究成果の国際的な発信もさらに積極的に進められるべきであろう。また次世代の若手研究者の育成をいかに学界として進めていくかということも切実な問題として提起されている。さらには、大学レベルでの研究活動に限らず、小中高などの社会科などとの連携など、地域研究での議論の広がりや深化も課題となろう。

こうした諸学会での議論を考えると、地域研究の果たすべき役割の可能性は大きく、ぜひ今後とも、日本学術会議における議論を継続して進めてほしい。



法学研究の閉塞状況は打破できるか？

——「報告・法学分野の展望」を読んで——

西谷 敏（第17・18期会員、大阪市立大学名誉教授）

「報告」の「1 はじめに」を読んで、まず目に飛び込んでくるのは、「現在、多くの研究者が、法学研究が健全な状態になく、むしろ学として閉塞状況に立ち至っていると感じている」との指摘である。まったく同感である。

「報告」は、このような閉塞状況を打破するための課題として、①立法の質の改善に寄与する研究を進展させること、②社会の変化に対応した法学の自己変革を進めること、③基礎研

究の重要性を認識し、これを促進・奨励すること、④長期的展望に立った法学研究者養成の制度的枠組みを確立し、研究と教育の関係を双方にとってより生産的なものに変えて行くこと、をあげている。

各法分野の代表的研究者が結集する委員会が作成した文書だけあって、いずれももったもな指摘だと思わる。ただ、立法の問題を指摘するのであれば、裁判にも言及されてよかったのではないか。いくつかの法分野で、裁判所が法学研究者の主張とかけ離れた法解釈に固執していることに、研究者の閉塞感の一原因があると思われるからである。

しかし、閉塞感をもたらす最大の原因は、現在の「制度」の問題であり、その最たるものは法科大学院制度であろう。そこで、「報告」がこの問題に多くの紙数を割いているのは当然である。法科大学院の問題点としては、①法科大学院学生が現行法を前提とした技術的操作の修練に全精力を使い果たし、法学部学生を含めて、法学教育のいずれの段階でも、法の歴史的・社会的・哲学的基礎を教育するゆとりが失われつつあること、②基礎法学については、職業的な基礎も奪われつつあること、③実定法分野の研究者も基礎的研究を行う時間的余裕をもたなくなっていること、さらに、④法科大学院の設立にともなって、研究者養成システムがきわめて大きな困難に直面していること、などがあげられている。私見では、現在の試験制度のもとで、法科大学院学生が「現行法」を前提とするだけでなく、通説・判例の丸暗記に走る傾向があることの問題性も指摘されてしかるべきであったと思うが、全体として、法科大学院の現状が適切に把握され、表現されているといえよう。

しかし、「報告」は、法科大学院についてこれだけの問題を指摘しながら、その解決については抽象的な方向を示すにとどまっている。指摘されている諸問題は、果たして現在の制度を前提としたうえで解決できるものなのだろうか。法学をここまでの「閉塞状況」に陥らせた重要な原因が法科大学院制度にあるとすれば、この制度の抜本的な見直しが必要なのではないか。それは具体的にどのようなようになされるべきなのか。

私としては、そこまで立ち入った提言を期待したかったが、それは、「報告」をまとめた法学委員会の任務を越えることだったのかもしれない。むしろ、ここまでの「報告」をまとめられた委員会の労を多とし、全国の法学研究者が、この問題提起を受けて真剣な議論を始めることを期待したい。

「政治学分野の展望——グローバル化時代の市民社会を創造する政治学——」
(日本学術会議・政治学委員会・政治学展望分科会報告) について

杉田 敦 (法政大学教授)

現在、グローバル化する世界で、従来の政治観が根本から問われつつある。こうした動向は、政治についての学としての政治学にも大きな影響を及ぼさずにはいない。本報告書は、このような事情を正面から受け止め、政治が直面しつつある課題と政治学のあるべき姿について、考察を深めたものである。

まず、政治がいかなる変容をとげつつあるかについて、本報告書では、国民国家のゆらぎと

いう観点から検討している。境界線によって囲い込まれた一定範囲の人々が、ある管轄権を有する国家の中で、市民としての資格を得るという国民国家の前提は、国境を越えた移動が常態化する中で、もはや維持できなくなっている。こうした変化に対しては、国民国家という単位を維持しようとする側から、変化に抗する動きがあるが、そのことがもたらしうるリスクをも、本報告書は正しく指摘している。

国民国家が自明性を喪失する中で、よりローカルな単位や、より広域的な単位がそれなりの政治的な当事者性を獲得し、国民国家と正統性を競い合うようになることは、グローバル化の一つの帰結である。本報告書は、こうしたいわば政治的単位の重層化を見つめながら、それへの対応を政治学の課題の一つとして定式化している。

国民国家の自明性の喪失は、一面において、これまでの政治のあり方を相対化する解放的な意義を有するが、同時に、安定した単位が前提とできなくなることで、かえって社会的な連帯を困難にし、社会的な排除を進める面もある。こうした文脈についても、本報告書は適切に目配りしており、グローバル化の両義性についての認識を政治学分野に定着させる上で、一つのきっかけを提供するものとなっている。

しかし、本報告書の意義は、学問としての政治学の再定義に尽くされるものではない。むしろ、現代社会において政治学が果たしうる実践的な機能についての議論が、きわめて充実している。すなわち、中等教育との連携はもとより、高度専門職業人の養成や公務員のリフレッシュ教育、議員スタッフの養成、留学生教育などの領域で、政治学が役割をもつことを指摘している。また、市民教育や行政情報のデータベース化など、民主政治のさらなる発展を準備する上でも、政治学に一定の期待が寄せられうることを論証している。

さらに本報告の特長として、現代日本政治のあり方についての積極的な提言という側面を指摘することができる。すなわち、グローバル化と共に生じるさまざまな政治課題に対応するために、政治的なリーダーシップの確立が急務であるとの認識に立ちながらも、一方的に集権化するのではなく、分権化や市民的な討議の活発化などを同時に実現しながら、健全な形で政治的統合を行う方向性を示しているのである。このように、本報告は現今における政治と政治学のあり方について、包括的な分析と処方箋を示すものとして高く評価できよう。



経営学委員会「経営学分野の展望—グローバル社会における日本独自の経営学の在り方について—」を読んで

弥永 真生(第20期連携会員、筑波大学ビジネス科学研究科教授)

企業をとりまく環境のグローバル化、多様化及び情報化への対応が必要であるという経営学委員会「経営学分野の展望—グローバル社会における日本独自の経営学の在り方について—」(以下、本報告書という)の問題意識は的確であると思われ、かつ、本報告書における提言の1つ1つにはうなづかされるものがある。また、研究上の課題及び教育上の課題にも目配りを行っている点など、バランス感覚にも優れた報告書となっていると思われる。さらに、会計専門職大学院の位置づけ・公認会計士試験制度のあり方、XBRL、若手研究者の海外発信力の強化の

必要性など、喫緊の課題を、ややつまみ食いのとはいえ、現実をふまえて、指摘している点も印象に残る。

もっとも、ないものねだりにすぎず、以下の点は、本報告書の価値をいささかも損なうものではないが、主として、3つの点で、評者にとって、本報告書は物足りない。

第1に、日本学術会議日本の展望委員会人文・社会科学作業分科会「日本の展望—人文・社会科学からの提言」においては、「日本の人文・社会科学が21世紀の学術の営みにおいて果たしている役割と果たすべき役割は何か、いかなる社会的課題が存在し、また、いかなる学術的な課題をかかえているか、そして、それらの課題への対応にいかなる展望を持っているかを明らかにすることを目的」とされており、これが、本報告書の前提となっていると考えられるが、本報告書においては、「いかなる社会的課題が存在し、また、いかなる学術的な課題をかかえているか」に重点が置かれており、日本の経営学が「21世紀の学術の営みにおいて果たしている役割と果たすべき役割は何か」についての検討はやや薄く、とりわけ、かかえている「課題への対応にいかなる展望を持っているか」についての記述は、研究の海外発信に関するものを除くと、もう少し、具体的に示してほしいという印象がぬぐえない。

第2に、課題の捉え方がやや狭いのではないかという点も見受けられる。

まず、たしかに、財務報告のルール(会計基準)の国際的収斂をめぐる問題意識は的を射ていると思われるし、それがきわめて重要な問題であることはたしかであるが、たとえば、銀行をはじめとする(広義の)金融機関についてのバーゼルⅡなどの自己資本比率規制などに関する国際的基準のあり方は、金融機関の行動を通じて、企業活動に大きな影響を与えるものであるにもかかわらず、経営学をはじめとする学術的視点からの十分な検討を必ずしも経ずして、それらの基準が設定されているという問題があるように思われる。すなわち、会計基準に限らず、企業を取り巻く、国際的な基準(デファクト・スタンダードを含む)のあり方に対して、経営学は一定の役割を果たしていかなければならぬのではないか。また、その役割を十分に果たして行くことができなかつたとすると、教育上の課題として、研究者養成にとどまらず、そのような基準設定にかかわる実務者の養成という視点が今後必要なのではないか。言い換えるならば、研究の海外発信のみならず、適切な基準が形成され、開発され、または設定されるためには、どのような教育上の課題と対応が必要なのかということが問われるように思われる。

また、地方自治体の会計制度の改革の必要性があることもたしかであるが、本報告書も述べているように、非営利組織一般の財務会計・管理会計及び監査についての学術的あるいは実務的な課題は山積しているものであり、やや矮小化された項目立てになっているように見えるのは残念である。

同様の問題は、情報化との関連でも存在する。本報告書においては、XBRLによる開示に絞って具体的な記述がなされているが、情報化が経営学のさまざまな領域に与える影響、なかんづく、本報告書でも取り上げられている内部統制に及ぼすインパクトは無視できないし、また、マーケティングや管理会計、意思決定におけるインプリケーションも見逃すことはできない。さらに、会計学と密接な関連を有する監査論との関係でも、情報化の中での監査証拠・監査技法をめぐるさまざまな問題(最新の課題の1つとしては、電子的方法による確認)が存在する。経営学の委員の数が少ないことや紙幅の都合や時間の制約などを前提とする限り、すべてを報告書に織り込むことができないことは当然であり、ないものねだりであることを十分に承知は

しているものの、もう少し幅広く、課題を取り上げることができれば、本報告書の価値はさらに高まったのではないかとと思われる。

第3に、日本学術会議という、日本の科学全般を対象とする組織の報告書であることに鑑みると、学際的・横断的な視点がもう少し反映されると、なおよかったであろうことを指摘できる。

すなわち、本報告書において、「研究の海外発信(研究者養成)」の項では、ミクロ経済学、ゲーム論あるいはファイナンス、統計学が現在の経営学と結びついていることが指摘されてはいるものの、経営学はさまざまな学問分野と密接な結びつきを有しているという点をさらに強調し、敷衍することが望ましかったといえよう。

本報告書では、たとえば、コーポレート・ガバナンス、内部統制、CSRという具体的な項目を挙げて、課題の摘示がなされているが、これらの3つの項目は、経営学の守備範囲と法学の守備範囲とがオーバーラップする典型的な領域である。それにもかかわらず、法学分野との連携といった視点が表面には全く表れていない。経営にとって、法令は一種の制約条件であると同時に、経営学的な観点から、法学あるいは法令・規制にあり方に対してインプットを行っていくことが重要であることを考慮すれば、なおさらである。また、本報告書が「工学と会話できる経営学教育も必要となってくる」と指摘しているのは全くその通りであり、経営工学の分野と経営学の分野との間での、より緊密な研究上及び教育上の相互作用が期待されるところである。のみならず、会社または組織を運営するにあたっては、自然科学や心理学等をはじめとする人文科学の知見が必要とされ、あるいは有用であることが少なくない以上、それが経営学の研究及び教育に与えるインパクトを無視することは適当ではないが、そのようなインパクトに目配りできる、目配りする組織は、各学問分野の学会や大学などの高等教育機関というよりは、日本学術会議のような組織なのではないかと考えられるからである。

以上に加えて、本報告書の守備範囲からはややずれるのかもしれないが、評者の学生時代の個人的経験から、要望をさらに述べるならば、経営学の教育におけるコアとなるものは何なのか、隣接科学諸領域のどのような教育内容と前提あるいは応用の関係に立つのかなどを明らかにして、(本報告書が指摘する研究者養成にとどまらず、高等教育機関や研究機関以外の組織において働くことになる学生にとって有用な)経営学のシステムティックな教育の実現を可能にしてほしい。乏しいものではあるが、法学、経済学及び(広義の)経営学の講義を学部学生として聴講した経験を思い出すと、これらの中で、経営学分野は、教員によって、教える範囲も内容も最も相違する、見方によれば、多様性に富んだ分野であると思われる。これは、一面では優れているといえるものの、やはり、学部教育、そして—他の人文・社会科学分野においても、大学院教育をどのようにシステムティックに行っていくかは、現在の最も重要な課題の1つであるが—大学院教育の質の保証・安定性の確保という観点からの努力も必要なのではないかと思われるからである。

各種委員会からの報告

■科学者委員会

辻村 みよ子、山本 眞鳥

科学者委員会は、大垣委員長以下 11 名の委員からなり、学術会議の組織運営や科学者コミュニティの連携に関する事項を所掌する。第 20 期からの広報分科会、男女共同参画分科会、学術体制分科会、学協会の機能強化方策検討等分科会に加えて、第 21 期には、学術誌問題検討分科会、学術の大型研究計画検討分科会、知的財産検討分科会が新たに設置され、7 分科会体制となった。

本科学者委員会のおもな職務は、日本学術会議協力学術研究団体の指定・学術刊行物の指定に関する審査、学術会議主催公開講演会の決定、地区会議の事業計画等の審査、分科会等の提言等の審査などである。これらのうち、協力学術研究団体の指定は、関係各部・委員会に意見照会した結果が一致しないことも多いため、慎重に審議して決定を行っている。メール会議を含め、平成 22 年 6 月 23 日までに 26 回の委員会を開催した。

分科会では下記のような活動を行った。

広報分科会では『学術の動向』の編集を担当しており、日本の展望に関する連載企画をするなど、工夫しつつ編集作業を進めている。

男女共同参画分科会では、平成 22 年 3 月 13 日に社会学委員会ジェンダー研究分科会と共催でシンポジウムを実施したほか、第 20 期に続いて全大学を対象とするアンケートを実施した。これをもとに、来年度に对外報告書を提出する予定である。

学術の大型研究計画検討分科会は平成 21 年から活動を開始しているが、学術コミュニティの同意の下、共同利用をベースとする、大型施設の建設を伴う計画と大規模設備を必要とする計画の検討を行い、その企画・推進策のあり方について討議を重ねて実際の計画のマスタープランを策定することを目標として活動してきた。21 年よりアンケート調査を行ってヒアリング等綿密な作業を積み重ね、3 月に予定していた作業を終え、提言を公表している。今後、約 1 年後に若干計画を補足し、その後、2 年後に大幅な改訂を行うことを目標としている。現在、この提言のサマリー部分を英訳して公表する作業を進めているが、10 月には見直し作業に入る予定である。

学術誌問題検討分科会は、学術誌の高騰に対する対策を練り、日本発の学術の発信を推進する方策を考えるという二重の目的を持っている。図書館事情に詳しい関係者や、学会の学術情報発信を担当する専門家などを特任連携会員として迎えて、この分野ではもっとも勝れた人材を要して、提言を準備した。まもなく公表の予定である。

■科学と社会委員会

木村 茂光

科学と社会委員会は、引き続き①「知のタペストリー・シリーズ」の編集について、および②日本学術会議の「知のフォーラム」の開催方法について議論を継続するとともに、「国際人権ネットワーク委員会」からの報告についても議論した。また、本委員会のもとにおかれた科学力増進分科会から、今年度の「サイエンスアゴラ」の準備状況について報告があった。

①については、出版元の岩波書店との打ち合わせも進み、第一弾として20冊程度の著者と書名がほぼ確定している。

②については、会員・連携会員との「交流」をどのようにして実現するか、という観点から、メンバーから「たたき台」を提出していただき、第一回目の議論を行った。

「科学力増進分科会」においては、本年度の「サイエンスアゴラ」の内容とそれへの日本学術会議の参加の仕方について議論をしていること、サイエンスカフェの教師リストのホームページ掲載が進められていること、毎月下旬に文部科学省の情報ひろばで実施している「サイエンス・カフェ」において、6月25日、第一部会員の内田伸子氏（お茶の水大学大学院教授）から「女性と男性の会話—会話は”性差別を再生産する装置”か？」とう題名で講演をしていただく旨の報告があった。

■選考委員会

広渡 清吾

この間、選考委員会は、平成23年10月の会員および連携会員の改選（第23期）に向けて、その準備のための審議を進めてきた。2010年5月31日の選考委員会では、選出手続きについておおよそ次のような改革を行う方向で一致した。改革の狙いは、会員、連携会員からの候補者推薦手続きを簡素化して活性化し、あわせて選出の基礎を充実させ、もってより優れた適格性をもった候補者を選出することにある。改革の諸点は以下の通りであるが、委員会で最終的に確定したものでなく、方向性を示すものである。

1. これまで会員候補者の推薦と連携会員候補者の推薦を二段階に分けて行っていたものを一段階でまとめて行うことにする。その際には会員候補者2名以内を含んで5名の候補者を推薦することができることとする。
2. 現在の連携会員は、個別の推薦手続きを必要とせずに、会員候補者として選考の対象とする。
3. 現在の連携会員のうち今期で任期が満了する者は、個別の推薦手続きを必要とせずに、連携会員候補者として選考の対象とする。
4. 現会員のうち今期で任期満了となる会員は、別途に予定する手続きで連携会員候補者として選考の対象とする。

5. 学術研究協力団体（申請に基づき日本学術会議に承認された団体。現在約 1,800 団体）に対して会員候補者、連携会員候補者に関する情報の提供を求める。
6. 会員候補者、連携会員候補者の個別の推薦手続きに関しては、賛同者 1 名の要件を撤廃する。また、推薦書についての推薦者の自署も不要とし、電子データの送付のみによって推薦手続きが行えるようにする。

以上のように選出手続きが一段階方式で行われることになれば、具体的な推薦手続きの開始は、本年末から来年初めあたりと想定される。これらの内容はなお確定したものではないので、今後引き続き明確な情報をお伝えすることにする。

■国際委員会

小谷 汪之

6月7日の国際委員会で、国際学術団体への新規加入希望団体に対する国際対応戦略立案分科会の評価結果が武市委員長から報告され、了承された。第一部関係では、以下の5団体が新規加盟有資格と認定された。なお、国際社会学会は加入希望を取り下げ、世界教育学会は結成後間もないことなどから、継続審議となった

国際社会科学評議会 (International Social Science Council)

国際哲学会連合 (Federation Internationale des Societes de Philosophie)

国際宗教学・宗教史会議 (International Association for the History of Religion)

国際美術史学会 (Comité International d' Histoire de l' Art)

国際人類民族学連合 (International Union of Anthropological and Ethnological Sciences)

今後、財務省との折衝が行われることになるが、その際、順序をつけるかどうかなどの点については、唐木国際委員会委員長（副会長）と武市分科会委員長に一任された。

■人間の安全保障とジェンダー委員会

大沢 真理

本委員会では、「人間の安全保障」の諸課題をジェンダー視点から検討し、より一層の効果的なアプローチに資する提言を目指している。2010年4月に設置期間の延長を認められ、また6月より古崎新太郎連携会員が委員に加わった。2010年6月初旬までに8回の委員会を開催し、外部有識者や委員からのヒアリングに基づき以下の項目を審議した。

- (1) 「人間の安全保障」概念の発生過程と再定義、そして日本における同概念の導入について、
- (2) 「人間の安全保障」と人権：国際共同体における人間の安全と、法的構造としての国際人権、
- (3) 災害対応の3つのフェーズ（緊急対応期、応急対応期、再建対応期）、災害弱者、そして女

性と災害とのかかわりについて、(4) ODAにおける人間の安全保障の取組と人身取引問題について、(5) 人間の安全保障と軍縮・不拡散のガバナンス、(6) 地域防災力に寄与する学士力育成の連携教育、(7) 社会的排除/包摂と成長戦略—EUと日本の2000年代の経済社会政策。

その結果、柱として抽出されてきたのは、以下である。(1) 安全保障概念の再定義と「人間の安全保障」概念の実務化、(2) ジェンダー視点からのアプローチの強化、たとえば「被災者」「難民」など括りに対しても、ジェンダー視点からの再検討が必要(3) 外交・ODAと国内における人間の安全保障への取組を通じて、政策一貫性を図る必要、(4) 「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」という2大要素を統合する必要、(5) 自然災害の被害における受ける側の属性や役割規範による偏り。

今後も委員や外部有識者からのヒアリングを進め、公開シンポジウム等も開催して、報告を取りまとめる。

■大学教育の分野別質的保証の在り方検討委員会

藤田 英典

本委員会は、文部科学省からの日本学術会議会長宛審議依頼「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」(平成20年5月付)を受けて、平成20年6月に幹事会の議を経て課題別委員会として設置された。この依頼は、同年3月の中央教育審議会大学分科会の「審議のまとめ」(→同年12月「学士課程教育の構築に向けて(答申)」)に基づくもので、具体的な依頼内容は「大学の自己点検・評価又は第三者評価等の評価活動の充実を図る観点から、**学術に関する各分野の有識者で構成されている貴会議において**、学位の水準の維持・向上など大学教育の分野別質保証の在り方について」審議・提案してもらいたいというものである(強調太字は本稿筆者)。

委員会設置後、平成20年9月から12月までの4回の審議を経て、本委員会の下に3つの分科会—①「質保証枠組み検討分科会」、②「教養教育・共通教育検討分科会」、「大学と職業との接続検討分科会」—を設置し、平成21年3月から本年4月にかけて各分科会は相互連携し、必要に応じて役員会・拡大役員会で意見調整を行いつつ、それぞれ十数回の審議を重ねて報告書案を取り纏め、5月から6月にかけて役員会・拡大役員会で各部報告書案の検討・調整を行い、文科省への「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」(案)として取り纏め、7月現在、「科学と社会委員会」による査読意見を踏まえて最終調整を行っている。この間、学術会議内では平成21年4月の総会、同年7月の夏季部会、平成22年4月の総会などで審議経過の報告を行い、また、平成21年8月以降、大学基準協会、国立大学協会、公立大学協会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、財団法人高等教育評価機構などとの意見交換会を持ち、さらに平成21年11月から22年5月にかけて、「大学教育の質保証の在り方」をテーマとする学術会議主催の講演会や3つの認証評価機関と学術会議の共催によるシンポジウム(全国3地域で各1回、計3回)を開催してきた。

上記の回答書案は、「第一部 分野別の質保証の枠組みについて」、「第二部 学士課程の教養教育の在り方について」、「第三部 大学と職業との接続の在り方について」の3部構成となっ

ており、それぞれ、現状と問題点を確認したうえで、具体的な提言を行っている。文科省からの中心的な審議依頼内容に関わる「第一部 分野別の質保証の枠組みについて」では、各大学の自律性・主体性を大前提とし、各大学における学士課程教育の質の保証・向上を図るための枠組みとして、「①各学問分野に固有の特性」、「②すべての学生が身に付けるべき基本的な素養」、「③学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方」からなる「分野別の教育課程編成上の参照基準」を提示している。なお、この回答書（案）は、各学問分野に共通する参照基準の基本的枠組みを示したものであり、分野別の参照基準については、今後3年かけて30分野を取り上げ、分野ごとに委員会を設置し、上記の第一部で示された「分野別の質保証の枠組み」を踏まえて、各分野の参照基準を取り纏めてもらい、学術会議の意見として発出する予定となっている。

■労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会

大沢 真理

本委員会では、近年の労働雇用環境の変化と労働者およびその家族の生活、健康や安全について問題点や課題を整理するとともに、ILO（国際労働機関）、WHO（世界保健機関）など世界の公的諸機関、OECD 諸国、EU、および各国政府や科学アカデミーで、どのような対応・対策・提言がなされているかを明らかにし、我が国における今後の労働安全衛生に関する学術研究組織や体制のあり方を含めて提言をまとめることとしている。

2010年4月に設置期間の延長を認められ、2010年5月末までに委員会を7回開催して、以下の項目を審議した。（1）労働法学からみた過労死・過労自殺の現状、（2）労働時間の二極分化と過労死・メンタルヘルス、（3）地方における産業安全衛生の動向と物理的要因による健康障害、（4）中小企業の現状と課題、（5）非正規雇用と労働者の健康問題、（6）EU（Health in Restructuring: Innovative Approaches and Policy Recommendations リストラにおける健康—革新的アプローチと政策勧告）、（7）我が国における雇用環境転換の展望—米英、大陸ヨーロッパ、北欧諸国の動向も含めて、（8）職場における安全衛生と労働 CSR、（9）日本のILO条約の批准状況およびILOのディーセントワークの概念、（11）労働安全衛生条件改善に向けたILOの取り組み。

2010年5月28日には、日本産業衛生学会との共催で福井市において市民公開シンポジウム「雇用労働環境と労働者およびその家族の健康・生活・安全」を開催、10月29日には、日本公衆衛生学会と共催で公開シンポジウム「非正規雇用と働く人の生活・健康・安全」を開催する予定である。さらに、「働く人の健康・生活・安全をどう守るか—課題解決の方向性」をテーマとして、平成22年度後半の日本学術会議のシンポジウムに申請している。



身辺雑記

地域研究委員会 酒井啓子

四半世紀近い研究所生活の後、大学教育の場に移ってわずか五年。就職できない院生を抱える教師の苦勞が、最近少しずつわかるようになってきた。高学歴浪人の問題は厳しい。

一方で、就職優先で研究テーマを選ぶ学生を見ると、筆者の学生時代とはえらく違うなあ、と愕然とすることがある。学生のなかには、職業として「研究者になる」ことが夢で、やりたい研究テーマは特にないというのがいて、びっくりだ。ある謎に直面して、それが解明されないと夜も寝られない、社会人になっても謎のことばかりを考えていては仕事が手につかないから、職業人として謎を解明することに取り組む。その結果、研究職という職名がついてくるものだと思っていたのだが。

研究所勤務を始めたときに、先輩に「どんな分野でもよい、ただわからなかったものをわかりたい、というモチベーションがあればいいのだ」といわれたことがある。モチベーションさえちゃんとあれば（そしてテーマを追求できる時間と資料があれば）、肩書きが研究職であろうがなかろうが、一介のサラリーマンや主婦だって立派な研究者だ、と私は確信している。ロンドンの大英図書館や外交文書館に行くと、多くの素人史家や作家が膨大な外交資料に囲まれて、自分なりの研究を進めるために図書館に日参する姿をよく見る。残念ながら日本では、なかなかそういう光景はない。私がかつて勤務していたアジア経済研究所には世界でも屈指の途上国関係資料を所収した図書館があり、一般に公開されているが、その宝のような研究資源を使って本を書こうとか、昔から謎に思っていたことを調べようというような、サラリーマンや主婦たちは、なかなかいない。大英図書館のようにはいかない。

研究職を目指す高学歴の学生に仕事の心配をすることも大事だが、誰でも「研究者」になれる環境、設備が日常的に一般市民に提供されていることが、真の知識人を作り出すために重要なのではないか、と思う今日この頃である。

